

佐賀市プレミアム付『さかエール商品券』

【参加店 募集要項】

1 佐賀市プレミアム付商品券発行事業の概要

(1) 目的 佐賀市では、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や営業自粛等によって影響を受けた地域経済の回復を後押しするため、25%のプレミアムが付いた商品券を発行します。

(2) 発行主体 佐賀市

(3) 運営事業者 佐賀市プレミアム付商品券発行事業事務局（㈱佐賀広告センター内）

(4) 参加店舗 「商品券取扱店舗」として登録された佐賀市内の店舗

※「市民に、以前のように安心して店舗を訪れていただくこと（機運醸成）」と「店舗が、ウイルス対策を実施されていることをPRすること（広報）」を商品券事業によって後押しさせていただくため、参加店舗には、新型コロナウイルス対策を実施していただく必要があります。（申請書を参照）

2 発行する商品券について

(1) 概要

名 称	佐賀市プレミアム付『さかエール商品券』
販売上限額	2億円
販売冊数	40,000冊
プレミアム率	25%
販売価格	1冊4,000円
額面価格	1冊/500円×10枚（5,000円分）
購入限度	1人につき10冊まで
購入対象者	佐賀市民（佐賀市の区域内に住所を有する者）
販売日	令和2年6月13日（土）～※予定販売冊数に到達したため完売
使用予定期間	令和2年6月13日（土）～令和2年9月30日（水）

※新型コロナウイルスの感染状況等により、商品券の利用を一時停止し、期間を延長する可能性があります。

(2) 商品券の利用対象にならないもの

- ①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものにはご利用できません。
- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るものにはご利用できません。
- ③国または地方公共団体への支払いにはご利用できません。
- ④事業上取引(商品仕入等)に係るものにはご利用できません。また参加店自身での購入を偽る換金行為は禁止しています。
- ⑤たばこなど、定価以下での販売が認められていないものにはご利用できません。
- ⑥その他、参加店舗等が特に指定するものにはご利用できません。

(3) その他留意事項

- ・参加店舗(商品券取扱店舗)において、使用可能期間内に限り使用可能です。期限を過ぎると無効となり現金の払い戻しは行いません。
- ・商品券を受け取った後、他店で再使用することを禁じます。
- ・商品券を受け取った後、商品券裏面の「参加店名」欄に、日付を記入し、参加店舗受領印を押印(参加店舗名の記入でも可)してください。また、既に他店の参加店名が記入されている商品券は、受け取りを拒否してください。
- ・商品券の交換、譲渡及び売買を禁じます。
- ・自社の物品・サービスの購買を禁じます。
- ・事業者としての利用に供する物品・サービス等の調達を禁じます。
- ・釣り銭の支払いはありません。
- ・盗難・紛失、滅失に対して、発行主体(佐賀市)・運営事業者(佐賀市プレミアム付商品券発行事業事務局)・換金機関は、一切の責を負いません。
- ・その他、発行主体が本事業の趣旨に反すると認める行為を禁じます。
- ・不正行為が発覚した場合には、必要に応じて懲罰的賠償を伴う返金請求などの措置を講じる場合があります。

3 商品券の換金について

(1) 換金期間

令和2年6月15日(月)～令和2年10月30日(金)

- ・注意事項等は事業事務局から随時ご連絡いたします。
- ・換金期間を過ぎた商品券は無効となり換金できませんのでご注意ください。

(2) 換金手続き

- ・佐賀市プレミアム付「さかエール商品券」の換金事務取扱金融機関において、「商品券」「取扱店登録証」「佐賀銀行の通帳」を持参し、以下の換金手続きを行ってください。

- ①事務局から送付いたします「換金依頼書」に必要事項を記入の上、提出する。
- ②使用済み商品券は、裏面に参加店名、日付（お客様が使った日）を記載（押印可）の上、商品券を切り離してから、提出する。
- ③提出時に「取扱店登録証」を提示する。

※通帳（佐賀銀行）をご持参されない場合、別途、所定の振込手数料が必要となりますので、ご注意ください。

(3) 支払方法

- ・取扱金融機関の窓口にて申請後、原則翌々営業日までに口座に入金します。なお、1回に大量の商品券が持ち込まれる等の特殊な事情がある場合は、この限りではありません。

(4) 換金取扱店

- ・換金取扱店は佐賀銀行となります。
 1. 本店営業部、2. 県庁支店、3. 呉服町支店、4. 水ヶ江支店
 5. 与賀町支店、6. 神野町支店、7. 城北出張所、8. 鍋島支店
 9. 佐賀医大前支店、10. 高木瀬支店、11. 金立出張所
 12. 大和町支店、13. 諸富支店、14. 犬井道出張所

**【注】7. 城北出張所、11. 金立出張所、14. 犬井道出張所は
11：30～12：30が昼休みとなります。**

(5) 振込口座が佐賀銀行以外の場合

- ・佐賀銀行窓口にて別途「振込依頼書」を記入・提出をお願いします。この場合、所定の振込手数料が必要となります。

4 参加店舗の条件等について

(1) 登録要件、責務、申込方法、審査・選定について

- ・「佐賀市プレミアム付さかエール商品券 接待を伴う飲食店等 参加店募集」チラシに記載している内容をご確認ください。
- ・参加店舗登録希望者は、「募集要項」に同意の上、「参加店舗登録申請書兼誓約書」に必要事項を記入し、事務局にご持参ください。（郵送での受付は行いません。）

佐賀市天神3丁目2-23 3階 (株)佐賀広告センター内)

佐賀市プレミアム付商品券発行事業事務局

申込受付時間：平日10:00~17:00

(2) 審査結果のご連絡について

- ・審査で合格となった店舗については、以下の資料を送付いたします。
 - ①取扱店登録証（商品券換金時に必要となります。）
 - ②商品券換金についての取扱要領
 - ③さかエール商品券見本
 - ④換金依頼書
 - ⑤商品券取扱店舗販売促進ツール
(A3ポスター、タペストリー、レジポップ、ステッカー)
- ・審査で不合格となった店舗についても、その旨を明記した文書とお申込みいただいた申請書をご返送いたします。

【お問い合わせ】

佐賀市プレミアム付商品券発行事業事務局

〒840-0815

佐賀市天神3丁目2-23 3階 (株)佐賀広告センター内

TEL 0952-20-0487

FAX 0952-20-0489